

令和4年9月14日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第83回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和4年9月14日（水） 12:45～13:00

場 所：島根県庁6階 防災センター室

出席者：知事、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長 計19名

内 容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

(1) 県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

【資料1】

- ・資料1をご覧ください。

8月の陽性者数は、これまでの最多であった7月の23,186人を超え、27,848人となり、過去最多を更新しました。

9月は、昨日、9月13日までの13日間の累計で、7,161人の陽性者が確認されています。

- ・1.の陽性者の発生状況です。

別紙2 6月1日以降の推移のグラフをご覧ください。

黒の実線は直近1週間の人口10万人当たりの感染者数ですが、8月以降を見ていただきますと、お盆明けの16日以降、リバウンド傾向が見られ8月22日には1,196.7人と過去最高水準となりましたが、その後、減少傾向となり、昨日、9月13日は511.1人と、ピーク時の約43%程度まで減少しています。

青の点線は1週間の移動合計による前週との増加比ですが、8月25日以降は、1.00を下回っているという状況です。

- ・次に、2.の病床確保状況及び使用率の表をご覧ください。

現在、病床は最大で371床を確保しており、そのうち、速やかに患者の受入れができる即応病床は、現在、361床としております。

昨日、9月13日時点での入院患者数は、入院医療機関での感染によ

り、確保病床以外に入院している方38人を含めると140人、そのうち確保病床に入院している患者数は、102人で、確保病床を分母とした病床使用率は、確保病床で27.5%、即応病床で28.3%となっています。

入院患者のうち、重症の方が2人、中等症の方が27人おられます。この他、グラフの下になりますが、療養先の調整が終わった入院等調整済の方が466人、調整中の方が308人となっています。

- ・次に、3. 軽症者等の療養をご覧くださいと、昨日、9月13日時点で、宿泊療養者数は20人、自宅療養者数は、ピークとなった8月25日の7,607人から大きく減少し、3,138人となっています。
- ・現在、県内の新規感染者数は減少傾向にあります。第6波までと比べると、依然として高い水準にあります。

引き続き、県民のみなさまに基本的な感染対策を呼びかけるとともに、感染再拡大に備え、必要な対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。また、今後とも、医療機関や市町村など関係機関と、緊密に連携し、感染拡大防止と医療提供体制の確保に、しっかりと取り組んでまいります。

健康福祉部（感染症対策室長）

【資料1 グラフ】

- ・資料1－別紙1をご覧ください。
- ・8月22日直近一週間の人口10万人比で約1,200人の患者が出ました。それ以降減少傾向が続いています。昨日現在で見ると511人となり、全体で見ると57%の減少となります。
- ・8月下旬、2学期が始まりリバウンドを懸念していましたが、リバウンドも一切見られていないという状況がわかるかと思えます。
- ・資料2－別紙をご覧ください。
- ・リバウンドが全く見られず直近1週間と前週1週間の陽性者数を比較しても1を切る状態が続いています。
- ・資料1－別紙3をご覧ください。
- ・地域別にみると、県西部の益田、浜田は集積がまだ見られるようですが、減少傾向にはあります。それ以外の地域については、500人を切っている状況です。
- ・資料1－別紙4をご覧ください。

- ・各年代別でも、9月に入っても減少傾向は続いていると考えます。しかしながら、18歳以下で9月上旬に少しリバウンドが見られた時期がありました。
- ・資料1－別紙5をご覧ください。
- ・黄色のラインを見ると、9月に短い期間でピークを迎えました。この時期は、高校を中心とした文化祭、体育祭が行われております。その中で、集団感染、クラスター等の発生があり、一時、学校内への感染がまん延したという学校が複数あったということでこのピークと合っていると思います。
- ・資料1－別紙6をご覧ください。
- ・県では、夏休み中に学校のクラスターが複数あったのですが、この朱書きしている部活動のクラスターが非常に多く、2学期が始まり、全校生徒が出校し始め、全校生徒に影響してしまうと学びの場が確保できないという懸念から、8月29日から9月11日まで部活動の一時停止をお願いしたところです。
 そういった効果もあり、クラスターの発生が2学期以降、たった1件にとどまっております。資料1－別紙4をご覧ください。リバウンドをもっと大きく予測していましたが、小さなリバウンドに収まったということになります。
- ・文化祭を中心としたクラスターに部活動のクラスターがもし入ってくれば、全校生徒への広がりをもっとあったと考えますので、部活動の一時停止というのは、2学期のリバウンドの抑制効果につながった、すなわち、学校現場において、しっかり学びの場が確保できたと考えています。
- ・それ以外の中学生の部分も若干上昇しておりますけども、現在は減少傾向にあります。小学生の部分についても水平状態が続いており、未就学については減少傾向が続いている、全体としては減少傾向にあると言えるかと思えます。
- ・この場をお借りし、部活動の一時停止にご協力いただいた各学校の生徒・児童の皆様、学校関係者の皆様に深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

(2) 全国の感染状況について
 防災部（防災危機管理課長）

【資料2】

- (3) 「感染状況のレベル」について
防災部（防災危機管理課長）

【資料3】

2. 島根県の対応について

- (1) 島根県の対応について
防災部（防災危機管理課長）
島根県の対応（案）について

【資料4】

3. 知事指示事項

1. 県内の感染状況は、お盆休み明け後の8月22日をピークとしまして、一貫して減少傾向にあります。

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数を見ますと、本日発表分を含めた数値で511人となっており、ピークであった1,200人弱から半減しました。

この間、8月30日には、飲食店等の利用に関する要請について、一部緩和をいたしましたけれども、その後、2週間が経過し、冒頭申し上げたとおり、感染状況は改善を続けている状況にあります。

懸念いたしておりました2学期、学校再開による影響につきましても、クラスターの確認が一部で見られたものの、部活動等の一時停止にご協力をいただいたこともございまして、感染再拡大を招く状況にはなっていません。県からの要請にご協力をいただいた児童の皆さん、生徒の皆さん、また保護者の皆様をはじめとする関係の皆様に対しまして、この場をお借りしまして、御礼を申し上げます。

こうした状況を踏まえ、先ほど説明のあった「島根県の対応」に基づき、県民及び事業者の皆様に、お願いをさせていただきます。

要請の期間は、本日、令和4年9月14日から当面の間とします。

主要な事項について申し上げます。

2. 飲食店等の利用に関する人数、また時間に上限を設けるといったお願いについては、全面的に解除・終了することとします。

今後は、引き続き、各店舗において感染防止対策を徹底していただき、県

民の皆様にも感染防止対策がとられている店舗をご利用いただきますようお願いいたします。

飲食店等の利用につきましては、これまでにない感染の急拡大を受け、6月27日から出雲市内を対象に、人数と時間に関するお願いをいたしました。その後、順次、地域を拡大し、県内全域でお願いをさせていただいたところであります。これまでの県民の皆様、また事業者の皆様の真摯なご協力に厚く御礼を申し上げます。

3. 重症化リスクのある高齢者の方等に向けて、医療ひっ迫が起きている可能性のある都道府県への往来について、慎重に判断していただくよう注意喚起してきましたが、この呼び掛けについても、全国的に感染状況が改善していることを受けまして、終了することとします。
4. 感染状況の改善は続いていますけれども、これまでの第6波と比べましても、依然として高い水準にあります。

県民の皆様には、職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、「三つの密」の回避、手洗いなどの手指衛生、換気など、基本的な感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

5. 県としましては、県内及び全国の感染状況を注視し、関係機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止や、医療提供体制の確保、加えまして、これまでの飲食に関する県民の皆様への要請や感染拡大による利用自粛の影響が大きく生じております飲食業、またその取引先をはじめとする事業者の皆様の売上の回復や、資金繰りの改善のための対策など、地域経済の回復に向けて全力で取り組んでいく考えでありますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

第 83 回 島根県対策本部会議

日時: 令和 4 年 9 月 1 4 日 (水) 12 : 45 ~
場所: 県庁 6 階 防災センター室

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

(配付資料)

- (資料 1) 県内の患者発生状況等について
- (資料 2) 全国の感染状況について
- (資料 3) 「感染状況のレベル」
- (資料 4) 島根県の対応 (案)

【健康福祉部】

【防災部】

【防災部】

【防災部】

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて陽性者が確認されてから令和4年9月13日までに、計78,149人の陽性者が確認されました。

8月は27,848人、9月は13日までに7,161人の陽性者が確認されています。

1. 陽性者の発生状況（9月13日確認分まで）

別紙のとおり

2. 病床確保状況及び使用率（9月13日時点）

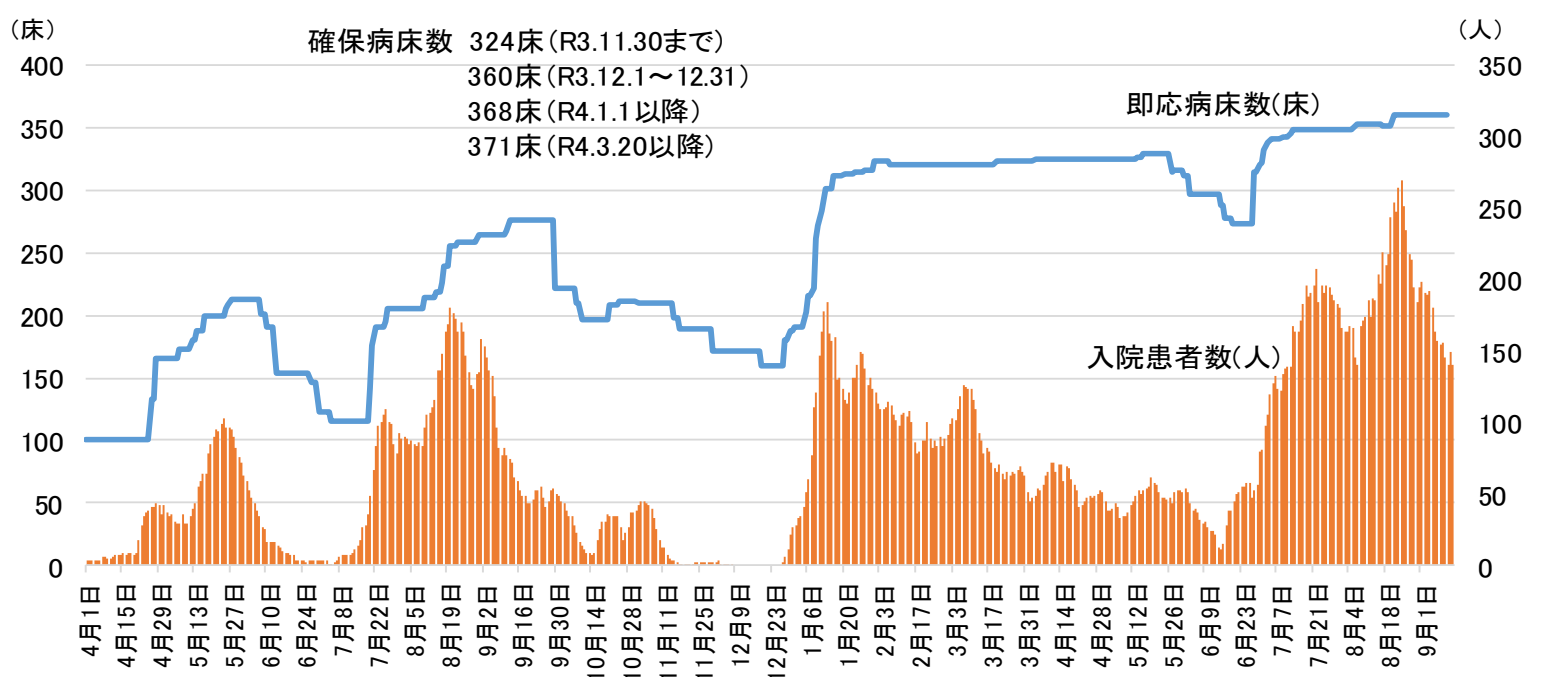
確保病床数 (A)		病床使用率	
	即応病床 (B)	確保病床 (D/A)	即応病床 (D/B)
371床	361床	27.5%	28.3%

入院患者数 (C)					
	うち確保病床の入院患者数 (D)	(C)の症状別			
		重症	中等症	軽症	無症状
140人	102人	2人	27人	87人	13人

※確保病床以外の入院患者数 38人

※症状調査中の場合は、入院者数の内訳と合計は一致しない

(令和3年度以降の日別状況)



入院等調整済（入院等予定者） 466人

調整中 308人

3. 軽症者等の療養（9月13日時点）

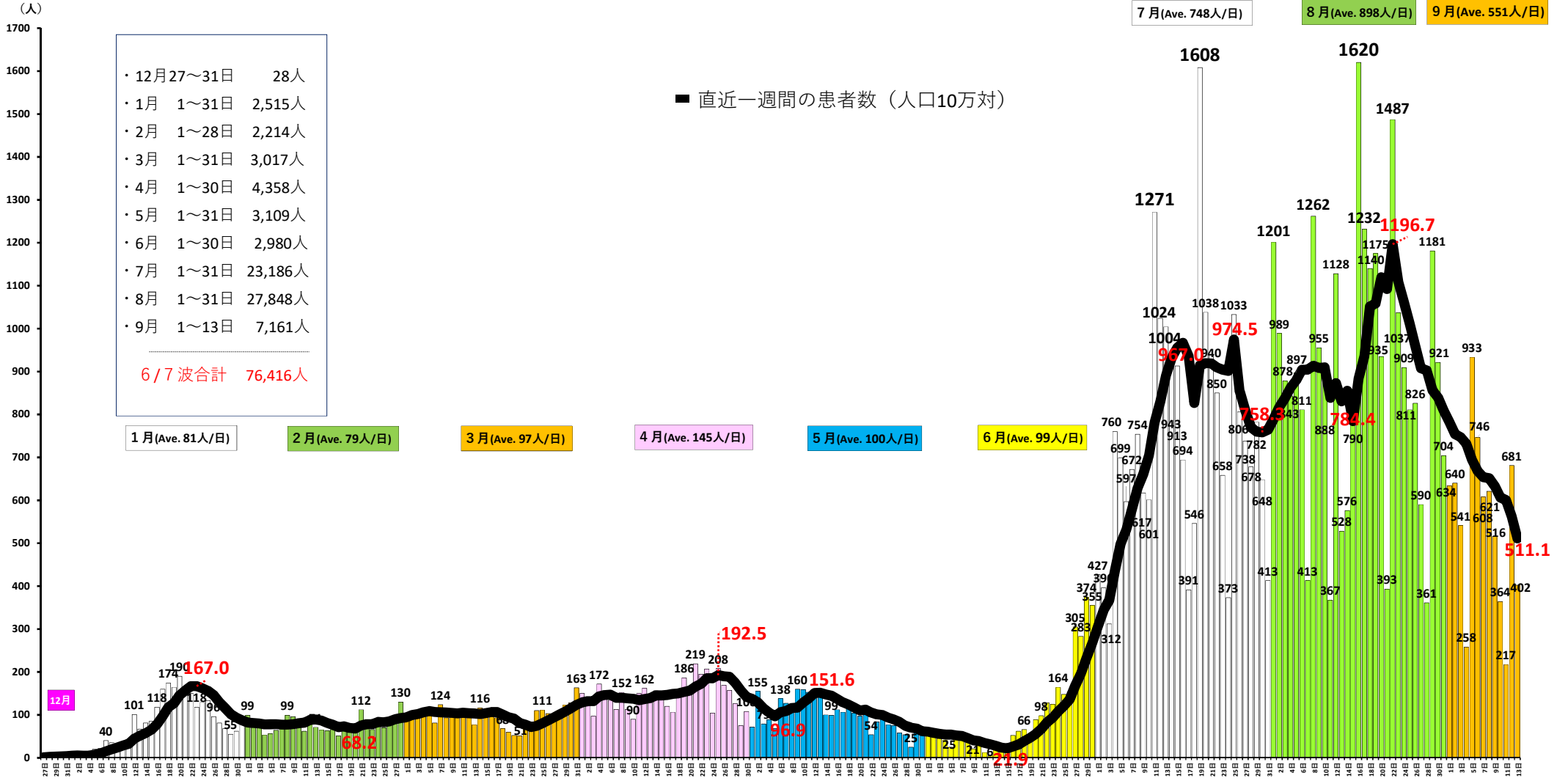
患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数 20人

自宅療養者数 3,138人

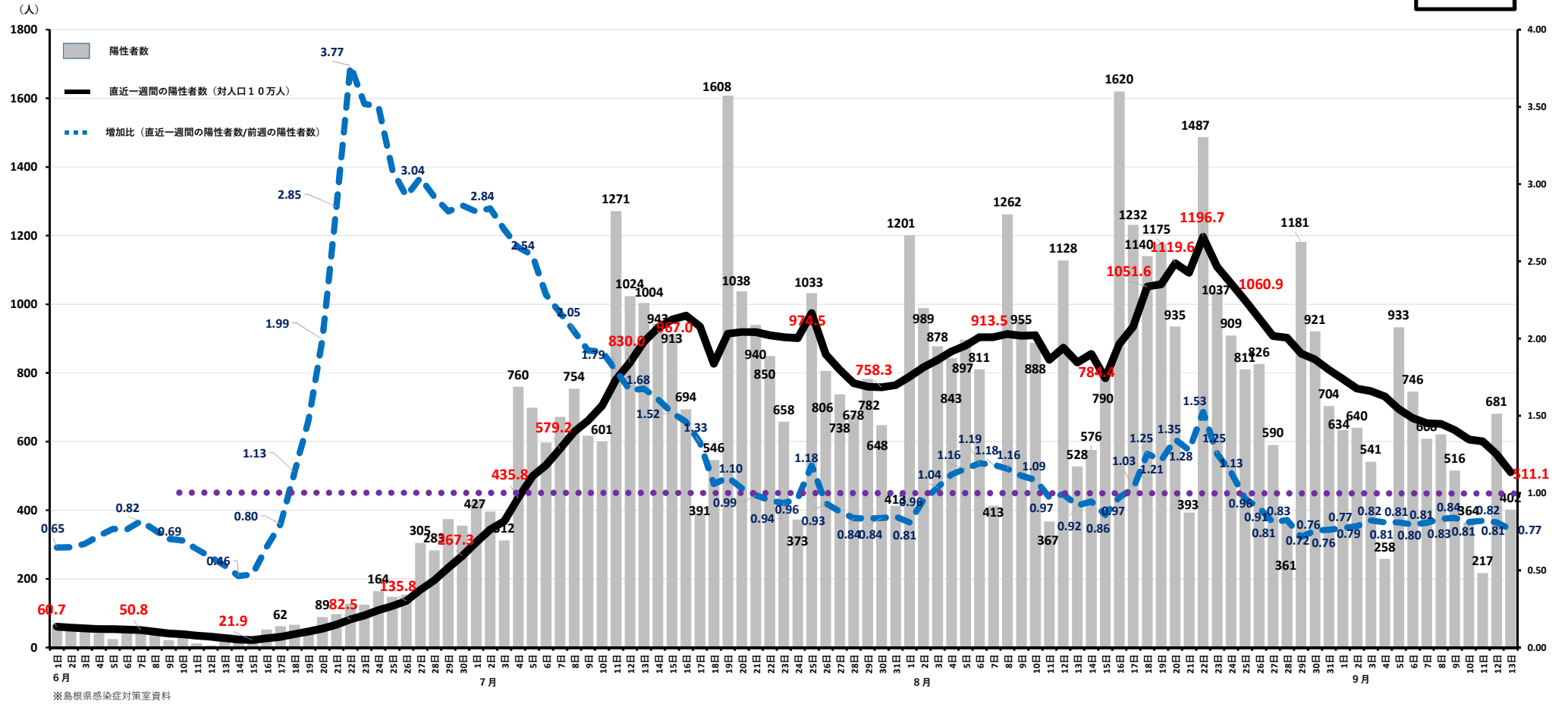
島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和3年12月27日以降）



※島根県感染症対策室資料

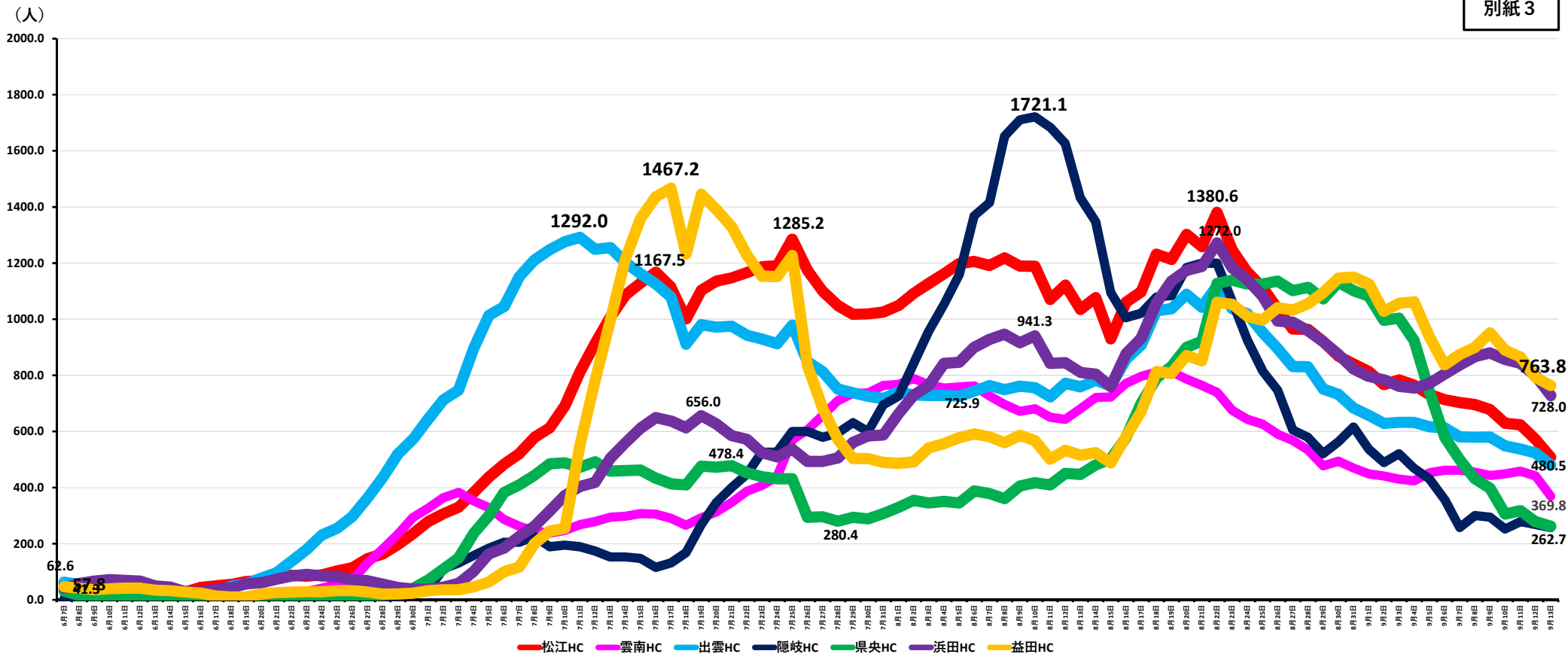
島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和4年6月1日以降）と増加比の推移

別紙 2



島根県内, 7 保健所別直近一週間の患者数 (対人口 10 万人) の推移

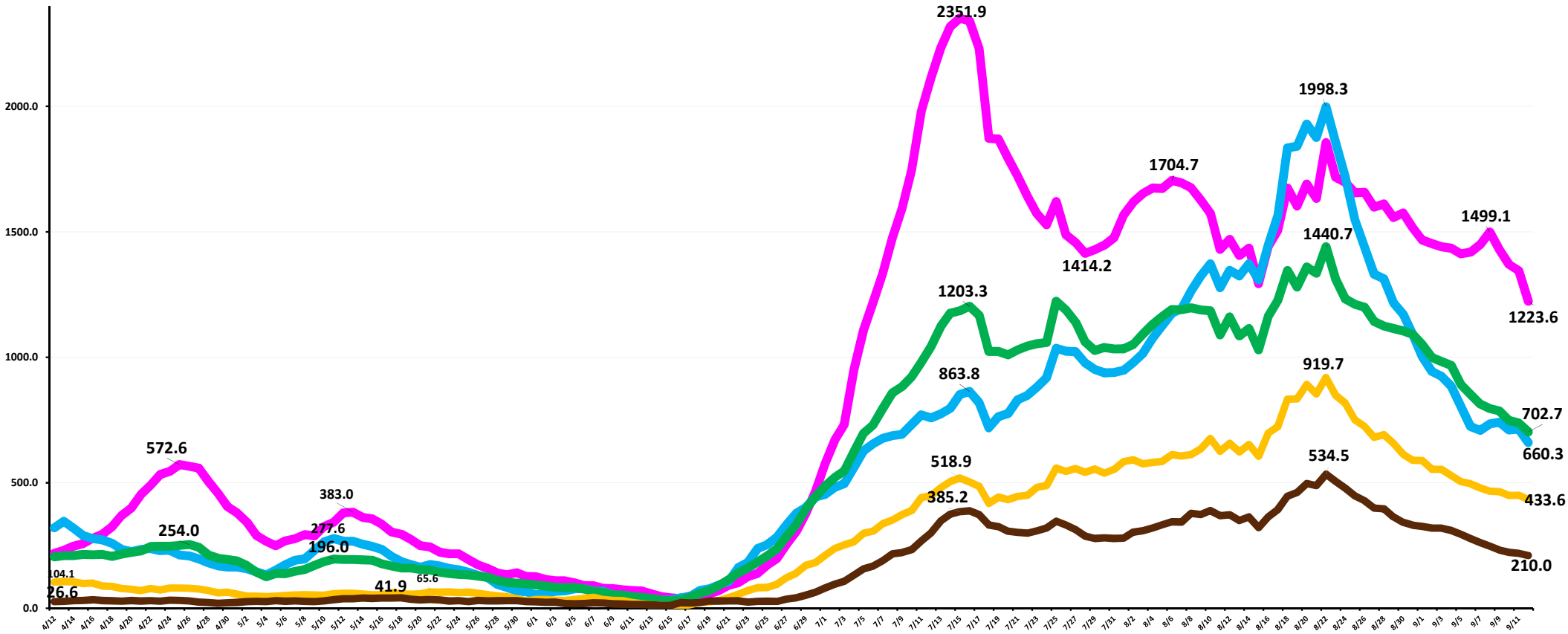
別紙 3



※島根県感染症対策室資料

島根県内の年代別直近一週間の患者数（対人口10万人）の推移

(人)

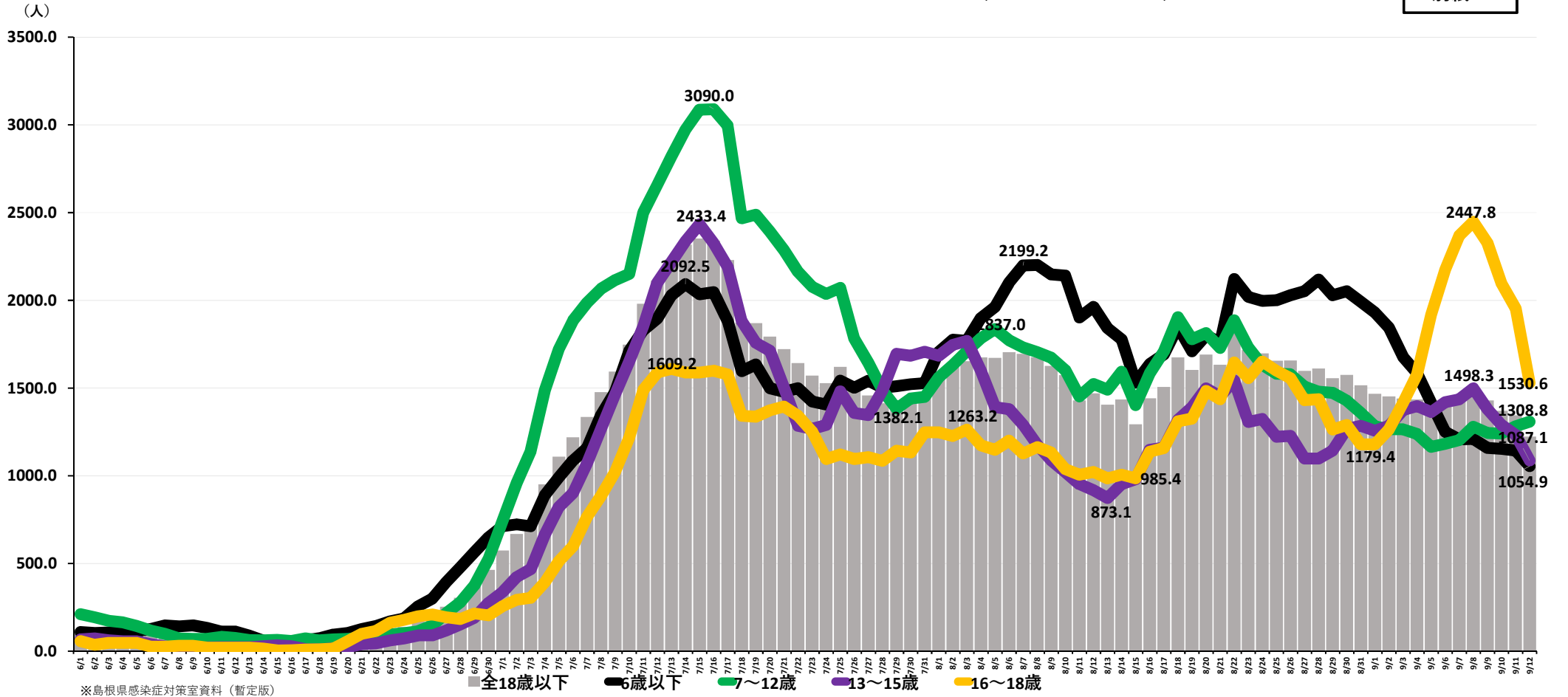


※島根県感染症対策室資料（暫定版）

● 18歳以下 ● 19~29歳 ● 30~49歳 ● 50~64歳 ● 65歳以上

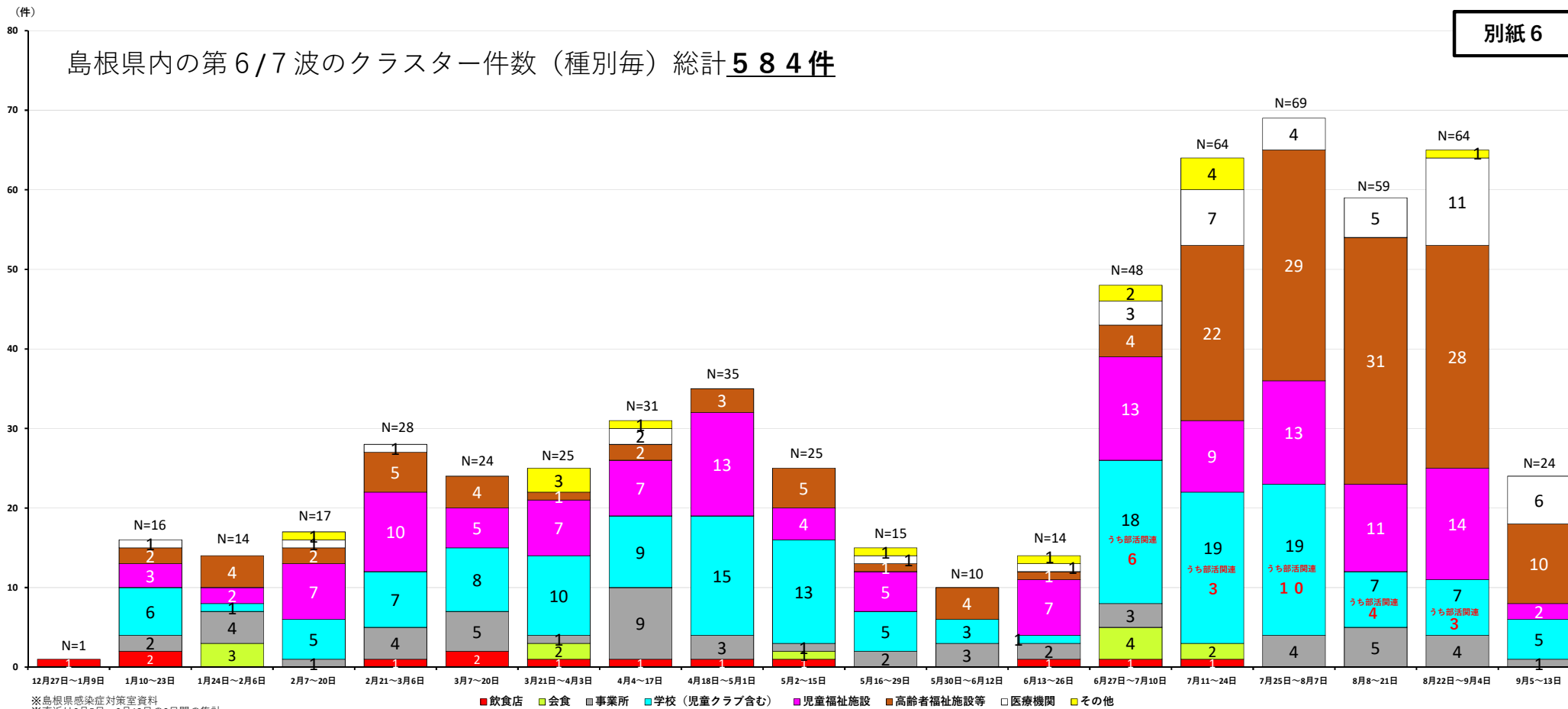
島根県内の18歳以下の直近一週間患者数の推移（人口10万人対）

別紙 5



※島根県感染症対策室資料（暫定版）

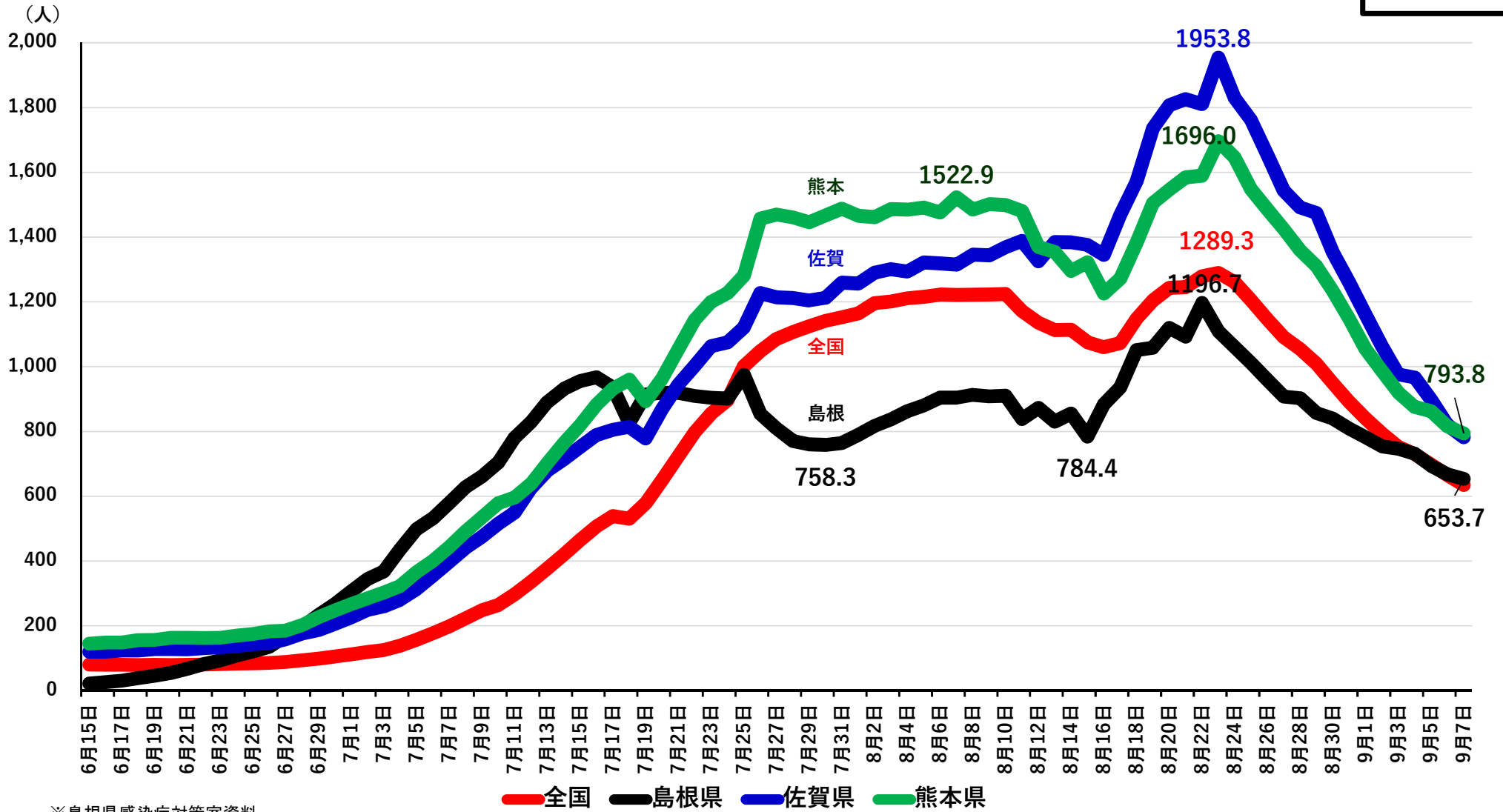
島根県内の第6/7波のクラスター件数（種別毎）総計 **584件**



※島根県感染症対策室資料
※直近は9月5日～9月13日の9日間の集計

第7波における直近一週間の陽性者数の推移（対人口10万人）（6月15日～9月7日）

別紙 7



※島根県感染症対策室資料

全国の感染状況（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	新規陽性者数				陽性者数・検査件数比 (陽性率) ※1		感染経路不明割合		死者数 (人口10万人)	
	都道府県	8/29~9/4 人口10万人あたり (人)	都道府県	9/5~9/11 人口10万人あたり (人)	都道府県	8/29~9/4 の1週間	都道府県	8/27~9/2 の1週間	都道府県	1/1~9/12
1	長崎	1,250.64	長崎	892.31	青森	112.6%	茨城	100.0%	大阪	36.11
2	鹿児島	1,145.44	鹿児島	845.13	鹿児島	104.1%	福岡	100.0%	高知	35.24
3	徳島	1,117.99	宮崎	837.65	兵庫	101.1%	宮城	99.8%	宮崎	27.31
4	広島	1,036.55	熊本	731.41	沖縄	100.3%	千葉	99.1%	奈良	27.14
5	宮崎	1,030.48	福井	716.28	富山	94.8%	京都	96.5%	鹿児島	26.97
6	高知	983.09	高知	708.02	愛知	85.4%	奈良	96.0%	熊本	26.60
7	熊本	980.61	広島	705.78	熊本	80.1%	神奈川	95.2%	京都	26.40
8	沖縄	964.56	岡山	704.18	秋田	77.7%	兵庫	92.0%	兵庫	25.17
9	佐賀	961.96	鳥取	685.79	三重	75.2%	徳島	88.2%	香川	24.48
10	岡山	908.52	佐賀	683.44	宮崎	74.6%	青森	86.2%	福岡	24.12
11	香川	906.59	岐阜	683.34	京都	74.3%	三重	85.9%	千葉	22.24
12	石川	893.67	滋賀	673.76	徳島	74.3%	岡山	84.4%	佐賀	22.21
13	愛知	893.00	山形	659.55	高知	69.7%	石川	82.7%	大分	21.15
14	兵庫	862.44	大分	652.60	佐賀	69.5%	岐阜	80.6%	愛知	21.13
15	三重	861.48	富山	652.11	千葉	69.4%	高知	80.0%	山口	19.88
16	福岡	860.29	愛知	650.36	神奈川	69.0%	群馬	79.8%	北海道	19.75
17	岐阜	860.04	石川	634.09	滋賀	68.3%	秋田	76.7%	沖縄	19.06
18	山形	851.58	兵庫	632.80	山口	67.9%	山口	76.3%	和歌山	18.81
19	福井	848.05	徳島	621.15	岡山	67.2%	東京	75.3%	三重	18.47
20	京都	846.57	奈良	615.94	東京	65.6%	山形	71.7%	青森	18.06
21	富山	835.82	大阪	613.23	奈良	63.7%	愛媛	69.3%	栃木	17.94
22	青森	831.22	島根	600.45	大分	63.2%	埼玉	68.7%	長崎	17.94
23	滋賀	830.62	京都	597.17	福岡	62.3%	鹿児島	67.9%	広島	17.83
24	大阪	827.80	福岡	590.30	愛媛	62.2%	岩手	67.3%	東京	17.81
25	大分	817.00	三重	587.54	長崎	61.8%	宮崎	64.5%	神奈川	17.19
26	奈良	791.35	福島	584.62	栃木	61.2%	和歌山	64.0%	秋田	17.18
27	愛媛	788.20	香川	582.53	埼玉	59.3%	山梨	63.1%	埼玉	16.45
28	山口	783.28	和歌山	568.76	岐阜	58.9%	島根	58.6%	岐阜	16.10
29	静岡	782.82	静岡	564.02	静岡	56.2%	大分	54.9%	愛媛	14.94
30	和歌山	772.76	青森	556.42	福井	53.2%	北海道	51.9%	群馬	14.37
31	島根	738.87	北海道	549.24	群馬	53.0%	新潟	47.2%	茨城	14.23
32	秋田	736.23	秋田	537.47	長野	52.7%	香川	42.6%	山梨	14.06
33	山梨	724.91	沖縄	536.13	山形	51.1%	熊本	25.5%	滋賀	13.86
34	福島	687.27	山口	527.91	北海道	50.9%	福島	—	静岡	13.72
35	新潟	680.61	愛媛	518.97	新潟	50.7%	栃木	—	岡山	13.23
36	群馬	668.95	新潟	504.50	和歌山	50.7%	富山	—	徳島	12.77
37	北海道	654.86	群馬	495.21	香川	49.7%	福井	—	島根	12.31
38	東京	634.69	東京	488.24	茨城	49.2%	長野	—	石川	11.42
39	長野	623.43	長野	483.94	宮城	49.0%	静岡	—	山形	11.32
40	宮城	606.46	埼玉	475.41	岩手	48.0%	愛知	—	鳥取	11.15
41	茨城	598.50	茨城	464.34	島根	46.5%	滋賀	—	富山	10.92
42	埼玉	592.90	山梨	453.64	広島	45.7%	大阪	—	長野	10.88
43	千葉	575.75	千葉	449.58	大阪	45.4%	鳥取	—	宮城	10.28
44	栃木	544.42	栃木	442.76	鳥取	44.6%	広島	—	岩手	10.02
45	鳥取	530.40	岩手	435.53	石川	43.7%	佐賀	—	福井	7.29
46	岩手	522.58	宮城	433.43	福島	31.5%	長崎	—	福島	4.06
47	神奈川	485.52	神奈川	399.02	山梨	27.2%	沖縄	—	新潟	3.33

【出典】
 人口数：人口推計 第4表 都道府県，男女別人口及び人口性比—総人口，日本人人口（2019年10月1日現在）
 陽性者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（9月12日）
 陽性者数・検査件数比、感染経路不明割合：厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）について」（9月9日）
 死者数：厚生労働省公表のオープンデータを基に作成。国のデータ集計の問題から、実際の数値とは誤差あり。
 ※1：分子の「各都道府県の発表日ベースの新規陽性者数（疑似症患者を含む）」に対し、
 「検査件数（退院時検査等を含む）」を分母として機械的に算出した値であり、いわゆる「陽性率」とは異なる点に留意。

令和 4 年 9 月 14 日 11 : 00 時点
(9 月 7 日～9 月 13 日)

令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 371 床 使用状況 102 床) (9/14 11 時現在 27.5%) 直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (9/14 11 時現在 511.09 人/10 万人/週) 注 1 	III
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> 病床使用率 50%超 ・重症病床使用率 50%超 (9/14 11 時現在 27.5% 2/28 床 7.1%) 予測ツールや様々な指標に基づき、「3 週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注 2 	(III の最終局面)
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注 1 保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注 2 政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和4年9月14日11:00時点
(9月7日～9月13日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制 (参考)
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合		
		入院医療 注1	重症者用病床						
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	人口10万人当たりの全療養者数 20人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	人口10万人当たりの全療養者数 30人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上	-
県の状況 【9/14 11:00時点】		<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 27.5% 入院率 3.4% 最大確保病床数 371床 使用状況 102床 	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 7.1% 最大確保病床数 28床 使用状況 2床 	人口10万人当たりの全療養者数 746.63人 全療養者 4,072人 (入院者 140人) (宿泊療養者 20人) (自宅療養者 3,138人) (入院等予定者 466人) (入院等調整中 308人)	40.8% 注2 8/29～9/4 3,994人 /9,782件	511.09人 /10万人/週 9/7～9/13 3,409人	58.3% 9/5～9/11 2,258人 /3,873人 ※調査中を除く	0.77 【8/31～9/6】 4,456人 【9/7～9/13】 3,409人	

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6指標）」より引用。

注2 県のPCR陽性率は、PCR検査・抗原検査等の総数を使用。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年9月14日から当面の間とする。

1. 都道府県をまたぐ移動

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。ただし、発熱等の症状がある場合は控えること。

また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること。

2. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を9月30日までとする。（特措法第24条第9項に基づく要請）

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、そうした店舗を利用すること。

なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

9. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCoA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11. 誹謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNS上などでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公

的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、誹謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和4年9月14日島根県対策本部決定）

【令和4年9月14日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和4年9月8日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和4年9月8日付け事務連絡）に基づき、令和4年9月8日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）（注1）又は100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 （安全計画を策定しないイベント）
人数上限 （注4）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 （注4）	100% <u>（注5）</u> 基本的に大声なしの担保が前提	大声なし100%、大声あり50%以内 （席がない場合は十分な間隔身体的距離の確保） <u>（注5）</u>

（注1）令和3年11月19日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

（注2）参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

（注3）様式は別に定める。

（注4）人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

（注5）同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれのエリアを50%（大声あり）・100%（大声なし）とする

- (2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用することイベントで感染者が発生した際の参加者等への注意喚起のための方策を講じること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和4年9月8日付け事務連絡を確認すること。